

# 名家連ニュース

令和5年10月8日(日)  
発行：特定非営利活動法人  
名古屋市精神障害者家族会連合会  
会長 池山 豊子  
TEL/FAX(052)846-5576 NO.957号

## ◆「生きる・暮らす・よりよく暮らす」を実現するための経済的支援 ◆ 第4回:12府県462市町村における医療費助成の実態調査結果

日本福祉大学 青木聖久

2021(令和3)年に実施した、12府県(愛知県、岐阜県、三重県、静岡県、長野県、山梨県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県)における、精神障害者保健福祉手帳1級及び2級所持者に対する医療費助成の実態調査の結果(適用範囲)を紹介します。

### 1. 12府県の調査結果

#### ◆ 手帳1級及び2級所持者に対する医療費助成(福祉医療)の適用範囲

府県の定める要綱が、手帳1級及び2級所持者に対して、①精神科の通院、②精神科の入院、③精神科以外(一般科)の通院、④精神科以外(一般科)の入院というようにすべての範囲(以下、①～④の範囲)について対象としているのは岐阜県、山梨県、奈良県の3県でした。

また、①～④の範囲のすべてではないにせよ、手帳1級及び2級所持者を対象としているのが愛知県(①精神科の通院、②精神科の入院)、長野県(①精神科の通院、③一般科の通院)、滋賀県(①精神科の通院)です。それ以外の府県には、手帳1級所持者についてのみ①～④の範囲を対象とする場合や要綱がないという結果でした。

#### ◆ 手帳1級及び2級所持者を対象に医療費助成の要綱等があったのは半数の6県

したがって、部分的に対象とするものを含めれば、①～④の範囲について、手帳1級及び2級所持者を対象として要綱を定めているのは、12府県のうち半数の6県(岐阜県、山梨県、奈良県、愛知県、長野県、滋賀県)ということになります。

なお、手帳1級所持者に対してのみ、①～④の範囲のすべて、あるいは、一部について要綱を定めているのは、三重県、静岡県、大阪府、和歌山県、兵庫県の5府県でした。

#### ◆ 要綱等の定めは助かるものの、独自に市町村が基準を定めることは可能

ただし、これらはいくまでも都道府県が要綱によって定めている場合にすぎません。都道府県が要綱を定めていれば、市町村が医療費助成を実施する場合に、その費用の半額を都道府県は補助することになります。ただし、要綱の定める範囲を超えて、市町村が独自に医療費助成を実施していることも決して珍しいことではありません。

### 2. 市町村の調査結果

#### ◆ 岐阜・山梨・奈良・愛知の市町村が、手帳1級及び2級所持者に対するすべての範囲での医療費助成を実施

岐阜県、山梨県、奈良県では、県が要綱を定めていることもあり、すべて



の市町村が、①～④の範囲について、手帳1級及び2級所持者に対する医療費助成を実施しています。岐阜県の一部の市町村では、手帳3級所持者に対して、独自に医療費助成を実施しています。なお、愛知県の実態は、他障害者は障害者医療費助成制度で障害程度中度までを対象に全科無料の医療費助成を定めていますが、精神障害者は精神科のみに限定しています。しかし、市町村家族会が一般診療の医療費を市町村で全額負担して「他障害同等の医療費助成の実現」を「議会」に働きかけてきた結果、全科対象の医療費助成が次々と実現されてきました。調査の結果、岐阜県・山梨県・奈良県に続き愛知県の「全市町村」においても①～④の範囲で、手帳1級及び2級所持者(3級所持者も一部市町村では対象)の全科対象の医療費助成が実施されていることとなります。

## ◆ 県の実態等によらず手帳1級及び2級所持者に一部の市町村が医療費助成を実施

長野県では、6割以上の市町村が、①～④の範囲について、手帳1級及び2級所持者を対象とする医療費助成を実施しています。手帳3級所持者に対して、医療費助成を実施している市町村も少なくありません。なお、長野県には、②精神科の入院、④精神科以外(一般科)の入院については、実態に規定がありません。したがって、入院については市町村が全額を支出して、医療費助成を実施していることとなります。

また、長野県ほど多くはないものの、三重県、滋賀県、和歌山県、兵庫県の一部の市町村においても、①～④の範囲について、手帳1級及び2級所持者を対象とする医療費助成を実施していました。これらの県では、医療費助成にかかる実態を定めていませんから、市町村の支出割合がより高いこととなります。



## ◆ 支援者に伝えたいこと

これらの調査結果をふまえ、ぜひとも、支援者に伝えたいことがあります。それは、市町村が医療費助成を実施していない場合であっても、単に「残念なこと」で終わらせないということです。そこで、以下の4点について提案します。

### ① 市町村や都道府県に問い合わせることは実践のひとつ

医療費助成については、ソーシャルワーカー、市町村の福祉課の職員でも知らない場合が少なくありません。一方で、行政は市民の声を無視することができません。行政機関に極端に言えば、毎日のように医療費助成に関する問い合わせがあれば、検討課題のひとつとしてとりあげる可能性が出てくるかもしれません。

まずは医療費助成について市町村に問い合わせ、必要に応じて、実現に向けた勉強会をしてもらえればとてもうれしいです。少なくとも、市町村に問い合わせるだけでも、ひとつの実践だといえるでしょう。

### ② 他の市町村、ほかの障害との比較検討



ぜひ、ここまでで紹介した医療費助成の実態について、支援者同士で共有し、必要に応じて、行政等に伝えてください。また、ほかの障害に目を向けると、身体障害者手帳1・2級、療育手帳(自治体によっては、愛護手帳、愛の手帳)の重度判定区分(A、A1、1度、2度など名称はさまざま)所持者を対象とする医療費助成については、都道府県が実態などを作成しているはずで、自身の都道府県や市町村以外の自治体、ほかの障害と比較し、精神障害者保健福祉手帳1級及び2級所持者での可能性を探ってください。

### ③ 家族会の取り組み

全国精神保健福祉会(みんなねっと)では、医療費助成を最重要課題のひとつと位置づけています。それぞれの都道府県の連合会も同様です。ぜひ、みなさんが所属している職能団体等で情報を共有し、そのうえで都道府県の家族会連合会と意見交換から始めてください。

### ④ 医療費助成の意味と意義の明確化

なぜ、医療費助成は意味があるのでしょうか。仮に実現すれば、どのような意義があるのでしょうか。いや、仮に実現しなくとも、きっと、その実現に向けたプロセスのなかに、貴重な意義が見出せることになるでしょう。

そして、これらを吟味することで、精神障害がある人や家族の心情に対する理解が深まることになるはずです。



## ❖ 医療費助成運動・障害年金受給支援・親亡き後問題・家族相談活動

当連合会作成の資料紹介—ご希望者は下記 mail へご連絡下さい

(資料はパワーポイントです。参考までに地域別の生活保護額の自動計算式も送信します。)

連絡先:名古屋市精神障害者家族会連合会事務局 堀場洋二

自宅 mail:[horiba@sc.starcat.ne.jp](mailto:horiba@sc.starcat.ne.jp) 携帯 TEL 090-3480-1541

令和5年2月26日 神戸市精神障がい者家族会連合会 医療費セミナー

医療費セミナー 主催:神戸市精神障がい者家族会連合会  
令和5年2月26日(日) 会場: 神戸市立総合福祉センター

### 医療費助成の実現を目指して

—名古屋市精神障害者家族会連合会の活動体験—

話題提供者 名家連事務局 堀場洋二

令和5年2月26日 神戸市精神障がい者家族会連合会 医療費セミナー

### 障害年金受給 家族の心得

~私たち家族も賢くなりましょう~

名古屋市精神障害者家族会連合会事務局 堀場 洋二

令和5年10月12日 三重県名張市家族会学習会  
三重県名張市家族会学習会 令和5年10月12日(木)13時~15時  
テーマ:親亡き後に備えて 会場:名張市総合福祉センターふれあい

### 「親亡き後」に備えて

~親が元気なうちに解決したいこと~

話題提供者 堀場 洋二  
名古屋市精神障害者家族会連合会事務局  
(ADF幹事会議長・名家連会長・愛家連副会長歴任)

名古屋市精神障害者家族ピアサポート総合事業  
第17回 家族相談員スキルアップ研修会

### 家族による家族相談活動の振り返り

話題提供者 池山 豊子  
名古屋市精神障害者家族会連合会副会長

次回は「第5回所得保障の整理と活用の実際—国の制度と自治体の制度の両方に目を向けて」を掲載